

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

つるぎ町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

つるぎ町長

公表日

令和4年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法、地方税法及び関係法令に基づき、国民健康保険被保険者の資格管理、保険税の賦課・徴収及び保険給付等に関する事務を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>1. 国民健康保険被保険者の資格管理に関する事務 2. 国民健康保険の保険給付に関する事務 3. 国民健康保険税の賦課・徴収に関する事務 4. オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）</p>
③システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、中間サーバ、宛名システム（団体内統合宛名システム）、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)被保険者台帳情報ファイル (2)賦課情報ファイル (3)給付情報ファイル (4)収納情報ファイル (5)滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号法 第9条第1項 別表第一 16、30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> 番号法 第9条第1項 別表第一 30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法 第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 【別表第二における情報照会の根拠】 27、42、43、44、45の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【別表第二省令における情報提供の根拠】 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 【別表第二省令における情報照会の根拠】 第20条、第25条、第25条の2、第26条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> 番号法 附則第6条第4項 国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務国保課
②所属長の役職名	税務国保課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	つるぎ町役場税務国保課 〒779-4195 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦1番地3 電話番号 0883-62-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	つるぎ町役場税務国保課 〒779-4195 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦1番地3 電話番号 0883-62-3111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月13日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	国民健康保険税システム、収納管理システム、滞納管理システム、中間サーバ、宛名システム(団体内統合宛名システム)	国民健康保険税システム、収納管理システム、滞納管理システム、中間サーバ、宛名システム(団体内統合宛名システム)、国保総合システム、国保情報集約システム	事前	
令和1年6月21日	評価書名	国民健康保険税の賦課・滞納対策、資格管理に関する事務 基礎項目評価書	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書	事前	
令和1年6月21日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	つるぎ町は、国民健康保険税の賦課・滞納対策及び国民健康保険の資格管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。 国民健康保険事業では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関する契約も含めることで万全を期している。	つるぎ町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	
令和1年6月21日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務①事務の名称	国民健康保険税の賦課・滞納対策、資格管理に関する事務	国民健康保険に関する事務	事前	
令和1年6月21日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	地方税法等の規定及び町税条例に基づき、1. 賦課決定し通知書の出力等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。①申請書に関する確認②所得の申告書に関する確認③賦課算定における特別徴収者の確認 2. 国民健康保険税の滞納整理情報の管理、統計出力等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。①収滞納状況の照会 3. 被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理、被保険者証や限度額適用認定証の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。①申請書や届出書に関する確認②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認	国民健康保険法、地方税法及び関係法令に基づき、国民健康保険被保険者の資格管理、保険税の賦課・徴収及び保険給付等に関する事務を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 1. 国民健康保険被保険者の資格管理に関する事務 2. 国民健康保険の保険給付に関する事務 3. 国民健康保険税の賦課・徴収に関する事務	事前	
令和1年6月21日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	国民健康保険税システム、収納管理システム、滞納管理システム、中間サーバ、宛名システム(団体内統合宛名システム)、国保総合システム、国保情報集約システム	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、中間サーバ、宛名システム(団体内統合宛名システム)、国保総合システム、国保情報集約システム	事前	
令和1年6月21日	I 関連情報3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 第16,30,項並びに地方税法等及び国民健康保険法第9条等	番号法 第9条第1項 別表第一 16、30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条	事前	
令和1年6月21日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条7号、同法別表第2第1,27,28,29,42,44,45,46各号並びに情報提供者が市町村長となる国民健康保険法各号及び地方税関係情報各号	番号法 第19条7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 【別表第二における情報照会の根拠】 27、42、43、44、45の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【別表第二省令における情報提供の根拠】 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 【別表第二省令における情報照会の根拠】 第20条、第25条、第25条の2、第26条	事前	
令和1年6月21日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	税務国保課長 石田 英文	税務国保課長	事前	
令和1年6月21日	IVリスク対策		追加	事前	
令和2年9月7日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	国民健康保険法、地方税法及び関係法令に基づき、国民健康保険被保険者の資格管理、保険税の賦課・徴収及び保険給付等に関する事務を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 1. 国民健康保険被保険者の資格管理に関する事務 2. 国民健康保険の保険給付に関する事務 3. 国民健康保険税の賦課・徴収に関する事務	国民健康保険法、地方税法及び関係法令に基づき、国民健康保険被保険者の資格管理、保険税の賦課・徴収及び保険給付等に関する事務を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 1. 国民健康保険被保険者の資格管理に関する事務 2. 国民健康保険の保険給付に関する事務 3. 国民健康保険税の賦課・徴収に関する事務 4. オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)	事前	

